

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法施行条例施行規則（平成25年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第 1 （第 2 条関係）					別表第 1 （第 2 条関係）						
訓練科	訓練の対象となる技能及び知識	教科		訓練期間、訓練時間等	設備	訓練科	訓練の対象となる技能及び知識	教科		訓練期間、訓練時間等	設備
自動車システム科	[略]				[略]	自動車システム科	[略]				[略]
	自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	[略]					[略]				
		系基礎実技	測定基本実習 機械操作基本実習					[略]			
			工作基本実習 安全衛生作業法								
			[略]								
			自動車整備及び検査における技能及びこれに関する知識	専攻実技					自動車整備実習 検査実習 故障原因探究実習		
金型技術科	[略]				[略]	金型技術科	[略]				[略]
	汎用工作機械、NC工作機械等による各種切削加工及び研削加工並びに特殊工作機械による精密加工及び非切削加工における技能並び	[略]		350時間							
		専攻実技	[略]								

自動車システム科	[略]				[略]	自動車システム科	[略]				[略]
	自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	[略]					[略]				
		系基礎実技	測定基本実習 工作基本実習 安全衛生作業法					[略]			
			[略]								
			[略]								
			自動車の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	専攻実技					自動車整備実習 検査実習		
金型技術科	[略]				[略]	金型技術科	[略]				[略]
	汎用工作機械、NC工作機械等による各種切削加工及び研削加工並びに特殊工作機械による精密加工及び非切削加工における技能並び	[略]		370時間							
		専攻実技	[略]								

	にこれに関 する知識			
[略]				

[略]

別表第2（第3条関係）

訓練科	訓練の対象となる技能及び知識	教科		訓練期間、訓練時間等	設備
[略]					
電子技術科	[略]				[略]
	情報信号の伝送、加工等に関する設計、調整等における技能及びこれに関する知識	専攻学科	電子計測 アナログ電子回路 <u>ディジタル電子回路</u> 電子デバイス 通信工学 コンピュータ工学	[略]	
		専攻実技	アナログ電子回路実験 <u>ディジタル電子回路実験</u> 通信工学実習 コンピュータ工学実習 電子製図実習	[略]	
[略]					

[略]

	にこれに関 する知識			
[略]				

[略]

別表第2（第3条関係）

訓練科	訓練の対象となる技能及び知識	教科		訓練期間、訓練時間等	設備
[略]					
電子技術科	[略]				[略]
	情報信号の伝送、加工等に関する設計、調整等における技能及びこれに関する知識	専攻学科	電子計測 アナログ電子回路 <u>デジタル電子回路</u> 電子デバイス 通信工学 コンピュータ工学	[略]	
		専攻実技	アナログ電子回路実験 <u>デジタル電子回路実験</u> 通信工学実習 コンピュータ工学実習 電子製図実習	[略]	
[略]					

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 附 則
- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に自動車システム科において普通課程の普通職業訓練（専攻学科及び専攻実技に限る。）を受けている者に係る普通課程の訓練基準については、この規則による改正後の職業能力開発促進法施行条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。